

令和 7 年 月 日

「指定訪問介護」重要事項説明書

社会福祉法人 慈愛会
南界園訪問介護センター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4678000060号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 苦情の受付について	8
8. 虐待の防止について	9
9・事故発生時の対応について	9
10・緊急時の対応方法について	10

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 慈愛会 |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島市泉町 |
| (3) 電話番号 | 099-222-1644 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 今村 英仁 |
| (5) 設立年月 | 昭和 57 年 4 月 1 日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成 12 年 3 月 22 日指定
- (2) 事業の目的 訪問介護員研修修了者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 南界園訪問介護センター
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県熊毛郡中種子町田島 327 番地 1
- (5) 電話番号 0997-27-8107
- (6) 事業所長（管理者）氏名 園田 俊一
- (7) 当事業所の運営方針*事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成 12 年 3 月 22 日
- (9) 当事業所関連が行っている他の業務
通所介護事業、短期入所生活介護事業、介護老人福祉施設 居宅介護支援事業

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 南種子町・中種子町・西之表市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～日曜日
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間帯	24 時間

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1 名			名	従業員の管理、及び業務の管理を一元的に行っている。
2. サービス提供責任者	1 名			名	事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

3. 訪問介護員	1 名	6 名		名	
(1) 介護福祉士	1 名	2 名		名	
(2) 訪問介護養成研修 1 級 (ヘルパー1 級) 課程修了者					
(3) 訪問介護養成研修 2 級 (ヘルパー2 級) 課程修了者		4 名		名	
(4) 訪問介護養成研修 3 級 (ヘルパー3 級) 課程修了者					

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要と利用料金＞

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護中心型

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

② 生活援助中心型

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金>（契約書第 8 条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。（1 割負担の場合）

	サービスに要する時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 30 分増す毎に
身体介護	1. 利用料金	円	3700 円	6000 円		
	2.うち、介護保険から 給付される金額	円	3393 円	5400 円		
	3.サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	円	377 円	600 円		
生活援助	サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上			
	4. 利用料金	2780 円	3400 円			
	5.うち、介護保険から 給付される金額	2502 円	3060 円			
	6.サービス利用に係る 自己負担額（4－5）	278 円	340 円			

* 特別地域訪問介護加算（15%）・訪問介護処遇改善加算Ⅱ（22.4%）含む

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）
- ・早朝（午前 6 時から 8 時まで）
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）

☆訪問介護養成研修 3 級課程（ヘルパー 3 級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の 5% が割り引かれます。

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

*2 人の訪問看護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいっただんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

身体介護	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 (30 分増す毎に)
	円	3780 円	6000 円		
生活援助	20 分以上 45 分未満	45 分以上			
	2780 円	3400 円			

* 特別地域訪問介護加算(15%)・訪問介護処遇改善加算Ⅱ(22.4%) 含む

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）

- ・早朝（午前 6 時から 8 時まで）
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）

☆訪問介護養成研修 3 級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の 5%が割引されます。

②その他のサービス

○行政手続きの代行

……

利用料金： 無料

☆済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（３）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（４）利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 10 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関

- ・ 鹿児島銀行
- ・ 種子屋久農協
- ・ 郵便局

（５）利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% （自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない**場合**、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第 6 条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第 7 条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービス

の内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第 14 条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管 理 者 園 田 俊 一
 主任ヘルパー 高 磯 美 智 子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
 8：30～17：30

○連絡先 0997—27—8107

(2) 行政機関その他苦情受付機関

中種子町役場 保健福祉課介護保険係	所在地・中種子町野間 5186 番地 電話番号・27—1111（内線 215）FAX・27—2620 受付時間・8：30～17：00
国民健康保険団体連合会 介護相談室	所在地・鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号 電話番号・099—213—5122 FAX・099—213—0817 受付時間・9：00～17：00
鹿児島県社会福祉協議会	所在地・鹿児島市鴨池新町 1—7 電話番号・099—255—6789 FAX・099—257—5707 受付時間・9：30～16：00

8・虐待の防止について

当事業所は、ご契約者様などの人権の擁護・虐待の防止などのために、次に掲げるとおり必要な措置講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対して、虐待防止啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

○虐待防止に関する担当者

「職名」	管 理 者	園田 俊一
	主任ヘルパー	高磯 美智子

9・事故発生時の対応方法について

ご契約者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村・ご契約者の家族・契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご契約者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村(保険者)	中種子町役場	連絡先	0997-27-1111 (保健福祉課 介護保険係)
居宅介護支援事業所			
担当ケアマネジャー		連絡先	

10・緊急時における対応法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご契約者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡します。

緊 急 連 絡 先			
家族等氏名（続柄）		連絡先	
家族等氏名（続柄）		連絡先	

医療機関・診療所名			
主治医		連絡先	

令和 7 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

南界園訪問介護センター

説明者職名 主任ヘルパー 氏名 高磯 美智子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意し受領しました。

利用者住所 鹿児島県熊毛郡中種子町

氏名 印

代理人住所 鹿児島県熊毛郡中種子町

氏名 印

署名代行理由 ()

この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。